

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年

第3回東栄町議会定例会

会 議 録

(第3日目)

令和4年9月16日(金)

令和4年第3回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年9月16日(金) 開会 午前10時00分
閉会 午後 0時14分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
教育長 佐々木尚也	
総務課長 伊藤太	税務課長 藤田智也
住民課長 伊藤仁寿	福祉課長 亀山和正
経済課長 佐々木豊	建設課長 原田経美
教育課長 青山章	医療センター事務長 前地忠和

公務により欠席 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

出席議員の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 認定案第 1 号 令和 3 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定案第 2 号 令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定案第 3 号 令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定案第 4 号 令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定案第 5 号 令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 6 号 令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 7 号 令和 3 年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 8 号 令和 3 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定案第 9 号 令和 3 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定案第 10 号 令和 3 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定案第 11 号 令和 3 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定案第 12 号 令和 3 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定案第 13 号 令和 3 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 62 号 東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 63 号 東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 64 号 令和 4 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 18 議案第 65 号 令和 4 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 66 号 令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第 2 0 議案第 6 7 号 令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 1 議案第 6 8 号 令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 6 9 号 令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 3 議案第 7 1 号 公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について
- 日程第 2 4 議案第 7 2 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 7 3 号 中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事請負契約について
- 日程第 2 6 議案第 7 4 号 医療センター（仮称）等新築工事請負契約の変更について
- 日程第 1 7 議案第 7 5 号 令和 4 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 2 2 議案第 7 6 号 令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 7 意見書第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 2 8 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は、8 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 3 回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に御配付した日程のとおりでございます。

追加上程

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 22 の次に、日程第 23、議案第 71 号「公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について」、日程第 24、議案第 72 号「町道路線の認定について」、日程第 25、議案第 73 号「中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事請負契約について」、日程第 26、議案第 74 号「東栄医療センター（仮称）新築工事請負契

約の変更について」、日程第 27、議案第 75 号「令和 4 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号について」、日程第 28、議案第 76 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 4 号について」、日程第 29、意見書第 1 号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について」、日程第 30、「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」、以上 8 案件が本日追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、日程第 23 から日程第 30 までの 8 案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第 1、委員長報告を行います。去る 9 月 6 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件に対しての審査結果について、各委員長に報告を求めます。初めに決算特別委員長からお願いします。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、決算特別委員長。

7 番（加藤彰男君）

東栄町議会決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。去る 9 月 6 日の本会議において、本委員会に付託されました付議事件は、認定案第 1 号「令和 3 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定案第 13 号「令和 3 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの 13 案件です。なお同日の第 1 回決算特別委員会において、私が委員長、伊藤紋次委員が副委員長に選任されました。9 月 12 日午前 10 時から当会議室において第 2 回決算特別委員会を開催いたしました。出席者は、議会から委員全員と議長、執行部は、町長はじめ副町長、教育長、各課長、課長補佐、係長の出席のもと慎重審査を行いました。以下、審査の結果を御報告いたします。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席していますので質疑等の詳細は省略いたします。まず初めに認定案第 1 号「令和 3 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第 2 号「令和 3 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、討論採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、認定案第 3 号「令和 3 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定案第 4 号「令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、認定案第 5 号「令和 3 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定案第 6 号「令和 3 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に認定案第 7 号「令和 3 年度東栄町医療センター特別会計歳入歳出決算認定について」は討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきも

のと決しました。次に、認定案第8号から認定案第13号までの令和3年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての審査を順次行い、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

決算特別委員長の報告が終わりました。報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

2番（伊藤紋次君）

総務経済委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会は議案第62号「東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第63号「町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第64号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第5号について関係分」、「議案第66号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号について」、「議案第67号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について」、「議案第68号令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算に第2号について」の計議案が付託されました。9月13日の委員会審査の結果、議案第62号、第63号については討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第64号、第66号、第67号、第68号について、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席しておりましたので質疑、討論及び採決の詳細につきましては省略させていただきます。以上で総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。報告に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。それでは次に、文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、4番」の声あり）

はい、文教福祉委員長。

4番（山本典式君）

では文教福祉委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第64号「令和4年度町一般会計補正予算第5号について関係分」、議案第65号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について」、議案第69号「令

和4年度東栄診療所特別会計補正予算第3号について」、陳情書第5号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について」の3議案と陳情1件の合計4件が付託されました。9月13日の委員会審査の結果、議案第64号、65号、69号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、陳情第5号の取扱いは採決の結果、賛成多数により採択となり、本日意見書として追加上程させていただきます。なお本委員会は、議員全員で構成され全員が出席しておりますので質疑、討論及び採決につきましては省略させていただきます。以上で文教福祉委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- 認定案第1号 -----

議長（原田安生君）

それでは日程第2、認定案第1号「令和3年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子です。日程案第1号、一般会計決算に反対の立場で討論いたします。令和3年度の一般会計決算額は歳入が44億5,546万円、歳出が41億7,104万円となり過去15年間で最高額だった令和元年度の歳入47億、歳出46億に次ぐ大きな規模であり村上町政で40億規模の決算が4年間続いている点が特徴的です。一方、歳入のうち町税が占める割合は6.9%、金額で3億567万円となりました。前年度比で297万円の減少です。自主財源は全体の22.4%。歳入に占める地方交付税の割合が45.3%で、20億を超え、依存財源が全体の77.6%に達しております。令和2年度の79.9%に続き、町財政のほとんどが依存財源となっております。私がこの決算に反対する理由は4点ございます。1点目は、村上町政が増え続ける借金への危機感を持っていないということです。町の借金である地方債の残高はふえ続けておりまして、令和3年度一般会計の地方債残高は40億円を突破しました。これは過去20年間で最高額であり、村上町長が就任した平成27年度の当初の34億円から5億5,000万円も増加したことになります。借金をしますと返済する義務が課せ

られます。令和3年度に町が支払った借金、公債費は4億108万円です。町総務課からは、去20年間で2番目だという答弁がありました。これは、森田町政の時に臨時的な繰上償還を行った平成17年度の4億817万円に次ぐということでもあります。しかし、森田町政の際には将来の町の負担を軽くするために高利率の地方債を繰上償還したのであり、村上町政の借金返済とは全く性質が異なっております。東栄町は、令和3年度に7億円近い新たな借入れを行いました。私は、将来の負担は深刻だと考えます。伊藤克明副町長は、6月議会で防災行政無線整備のために借入れた緊急防災事業債の償還期間を本来の10年間ではなく20年間と誤認していた事実を証し、あと8年くらいは、毎年4億円近い償還となると答弁しました。しかし、毎年4億円近い償還という言葉も事実と反しています。今議会で町は、実際には令和6年度に4億5,000万円、7年度には4億7,000万円と実に5億円近くを償還する予定だと認めております。また、伊藤副町長は、6月議会で今後大きな借入れをしなければ、その後の償還額は一気に減少すると答弁しました。しかし、令和5年度には、のき山学校の耐震化工事、旧東栄小学校の解体を予定しており、さらには、今後青年の家や産業会館の解体、令和8年度までに、旧東栄病院の解体も控えております。厳しい財政運営は避けられず、副町長の言う大きな借入れをしなければという答弁も根拠がわからないものです。こうした借金とその返済は、次の町政、次の世代に大きくのしかかってくることは必至であります。反対する2点目は、大型公共事業最優先の行政であったという点です。私は、村上町政の特徴が大型公共事業のためには財源を度外視するという点にあると思います。診療所等の建設では、国の補助金である国民健康保険調整交付金1億4,227万円の交付要件を確認しないまま設計を行い、厚生労働省から交付基準を満たさない旨指摘を受けながら設計を変更せずに着工しました。現在、住民から訴訟を起こされております。令和3年度には、のき山学校に係る耐震化及び活用計画等策定業務委託料74万円、基本設計126万円が含まれております。のき山学校の耐震化にあたって、町は稼げる施設にすると銘打ちながら耐震化した後の施設の収益額の試算を事業者に委託しながら、実際には実施を求めませんでした。のき山学校の耐震化に係る財源は、いまだに未定であります。改修費用は実に1億5,000万円を超えております。一方で、住民の医療や福祉に係る事業には、このような熱意は向けられたとは思いません。かねてから、入院がなくなる不安を取り除くとして充実することをうたってきた。訪問看護ステーションや緑風園は利用者が激減しており、町がこれを充実させようと努力した形跡が見られないのであります。昨年の出直し町長選挙で、町長自身が公約した緊急搬送の新たな支援制度や人工透析の民間クリニック誘致は、その経過すらわかりません。私は住民の命と暮らしを顧みず大型公共事業を優先した決算に反対です。3点目が、説明責任の欠如、不誠実な行政運営です。今年3月1日のことでした。当時の振興課長は私に、のき山学校の耐震事業に当たって、実際には2月中に事業者から工事の概算事業費つまり1億5,255万円という金額を示されていたにも関わらず概算事業費を求めていないとする虚偽の説明を行いました。私に対し当時の課長から今日まで追加の説明も謝罪もなく、村上町政に対する信頼を損なう出来事でした。事前の聞き取りは、議員の仕事であります。しかし、そこでうそを言われては質疑は成立しません。また今議会では、町が条例で定めている年2回の予算執行の状況

や地方債の残高などの財政状況を公表すること。令和元年度から、町が実施してこなかったことが明らかになりました。この条例は地方自治法の定めに基づくものであり、村上町長は、地方自治法に反して住民への情報公開の義務を履行せず怠ってきたこととなります。私は、村上町政の8年目にして行政が住民に情報提供をし、その理解のもとで事業を行うというあるべき自治体行政の姿を完全に見失ったと考えます。町民の唯一の権利として、議会や町政の情報を知る権利を位置づけたまちづくり基本条例とは全く逆行する行財政運営だったと思います。この象徴的な出来事としては、6億円を投じた無線事業テレビ配信が失敗だったのではないかという町民の声があります。これまで町民が普通に受け取れていた情報が町と共有出来なくなってしまいました。今や町民は必ず知らせたい情報は、毎月1回の回覧版に頼らざるを得ないという状況です。最後の4点目です。新型コロナ臨時交付金が新型コロナの感染拡大防止に使われなかったという点です。令和3年度には、国の新型コロナ臨時交付金1億4,453万円を受入れながら、肝心の感染拡大の防止のために使われたのは1割にも満たない1,373万円でありました。感染が比較的抑えられていた令和3年度に、PCR検査などの検査体制の構築など感染拡大防止策と感染者や濃厚接触者への支援策を徹底していれば、この夏の記録的な感染拡大への歯止めとなっただのではないかと悔やまれます。総じて私は、令和3年度の決算から今後私たち町民は村上町政がつくった史上最大の借金、住民の願いに背を向けた巨大な箱物施設を背負って、将来にわたって負担していかなければならないことがわかりました。私はこのような行政を続けてはならないと強く訴えまして、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

はい、6番。この決算に賛成をいたします。まず、申し上げておきたいのは、ただいま1番議員から反対のことが大きく4つほどありました。地方債が増加しているということだとか、あるいは公共事業が多かった、あるいは説明責任コロナ臨時交付金を使い方。だけどこれは決算の反対にはそぐわない理由ではないかと。今ここで審議しているのは我々議会が認定した予算をいかに正確にどういうふうに使われたかということ審査しているものであって、村上町政だとか役場の体制を批判したり審査をしているものではありません。したがって、ただいまの反対討論は反対討論になっていないということで、これは反対する理由はないと認め、私は賛成をいたします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第1号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって認定案第1号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第2号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3、認定案第2号「令和3年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

1番反対ですか。

（「はい」の声あり）

まず原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案に反対の立場で討論いたします。理由は、この決算に保健福祉センター（仮称）建設工事費1億7,290万6,000円が含まれているためです。この保健福祉センターに使われたお金のお金ですね、結論としてできる保健福祉センターの在り方について、私は大変な疑問を持っております。そもそもこの保健福祉センターには、住民健診を行うための検査室や診察室がありません。令和3年度、町は国、愛知県からの指摘を受けながら財源として見込んできた国民健康保険調整交付金の交付のために必要な設計上の見直しに着手しなかったということになります。今議会で町は、住民健診のために子育て支援センター内の診察室を使用する旨答弁しました。そうなりますと、住民健診を受ける町民は複合施設の東側のどこかで受付、待機をし西の外れにある診療所で、レントゲンなど検査を行い、また複合施設を横断して、東端にある子育て支援センター内の診察室まで移動することになるのではないのでしょうか。これまで町は、子育て支援センターの診察室は乳幼児健診のみを行うと。そしてコロナ感染対策のために診療所につながる通路を閉め切って行き来が出来ないようにすると説明してきました。今議会での答弁は、大きな変更となるものです。これでは、住民健診のためとはいえ、子供たちが遊んでいる場に大人が立ち入ることになるのではないのでしょうか。感染対策上、あるいはプライバシーや健診の時間など利便性の面でも、町民は不利益を被るのではないのでしょうか。私は、この変更が国民健康保険調整交付金の交付を受ける目的で行われたものだと考えております。令和3年度、東栄町が国に交付要件をしっかりと確認した上で実施設計を行ってれば、このような不自然な動線、使い方になることは避けられたと考えます。私は、保護者や町民に対して、町長から丁寧な説明を求めたいと思います。また、子育て支援センターの建て替え後の開設時間は近隣町村より大幅に少ない週3日5時間のままだということでもあります。令和3年度建設を急ぐ余り、これだけの町のお金を使いながら住民福祉の向上、そして子育て支援の充実という本来の目的がおろそかになっていた、そのことを

指摘しまして、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

私はこれについて賛成をいたします。先ほど申し上げましたのは同じようなことでもありますが、ただいまの反対討論の中には言ってみれば決算について、中の使い方について反対しているわけではない。公共施設の建設について、反対というのが大きな理由ではないかというふうに理解します。以前にも、このことについて私は賛成討論しました。少し長くなりますが、もう一度同じ話をさせていただきたいと思います。我々議員としての心得が書かれている議員必携の議決権というところにはこう書かれています。議会は、町村長等の執行機関に対して、その町村の意思決定機関として存在をしている。町村長が提案した案件に対して、可否を表明することが議会の最も重要な使命であり、職責で、このような議会の意思決定が議決である。議決は、問題に対する議員個々の賛成・反対の意思表示。すなわち表決の表明である。議員の意思が賛否に分かれている場合は、表決を終結した上で多数決の原理に従って、過半数の賛成の意思表示があれば、議会の意思と定めるものである。このようにして決定した議会の意思、議決は、もはや議員の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ、議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから成立した議決に従わなくてはならないことになる。さらに、議決した事項は、議員を拘束するばかりでなく、執行機関はもちろん、内容によっては住民に対しても同様であり、それが内外に鮮明されたその町村の意思にもなると書かれています。したがって、言ってみれば、あの時に反対したから、今でも反対だというのは、余りにも理屈が立ちませんし、先ほどの反対討論の中には、言ってみれば方針や方向のことであって、決算で使われた、いわゆる執行した金額のことについては、ほとんど触れてません。町長の姿勢だとか、役場の課長の方針姿勢だとか言い方についての反対ですので、反対にはなじまないということで賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第2号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手多数であります。よって認定案第2号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第3号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、認定案第3号「令和3年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、討論なしと認めます。これより認定案第3号を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって認定案第3号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第4号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5、認定案第4号「令和3年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより認定案第4号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって認定案第4号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第5号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6、認定案第5号「令和3年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより認定案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって認定案第5号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第6号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、認定案第6号「令和3年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより認定案第6号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって認定案第6号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第7号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、認定案第7号「令和3年度医療センター特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

1番、反対ですか。

(「はい」の声あり)

まず原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。令和3年度の医療センター特別会計の決算に反対の立場で討論いたします。令和3年度の医療センター特別会計の決算は、入院病床19床を持つ有床診療所として最後の1年に当たる決算です。まず第1に、いわゆる赤字はどうなったでしょうか。医療センターの運営経費に対する一般会計からの繰入金はですね1億6,434万5,000円とのことでありました。医療センター事業に対する国の地方交付税の基準財政需要額は3,990万円とのことであり、町の実際の負担額はさらに小さいものになります。もはや、村上町政が繰り返してきた3億円の赤字とは到底言えない金額になっています。令和3年度の医療センターでは、入院患者は1日平均3.2人でありました。ほとんど患者を受入れていないという状況であり、仮に入院患者を獲得する努力をしたならば、小規模な有床診療所であれば、私は今後も維持できる証拠になると理解しています。第2にこの決算には、新たな東栄医療センター（仮称）建設費2億4,333万4,000円が含まれていますが、この巨額の公共施設がですね新型コロナの感染拡大に備えた適切な体制づくりの予算になっているかどうか疑問が残ります。同センターでは、今現在PCR検査が行えないという状況です。お隣設楽町では、常勤医師1人のつぐ診療所でもPCR検査装置を導入して、15分で結果が出せる検査を行っています。私自身も経験しましたが、感染の恐れがある患者が自ら医療センターから新城保健所まで検査キットを提出しに行くという状況であります。このような不十分な検査体制について、医療センター事務長は、検査体制は賄っていると答弁しております。また、現在ほとんどの医療機関で設置されている医療用空気清浄機が、医療センターの待合室等には設置されていないことにも、町民から不安の声が寄せられています。事務長は、今議会、国の指針を紹介した上で空気清浄機は窓を閉めたら十分な効果がないといった答弁をしておりますが、他の医療機関では窓をあけたまま、

空気清浄機を稼働させているのであり、効果を否定するような示威的な答弁だと言わざるを得ません。このような態度が新たな診療所にも空気清浄機を設置しないという方針につながっているのではないのでしょうか。しかし、同じ複合施設でありながら保健福祉センターや子育て支援センターには、現在使っている空気清浄機を設置するといいます。このお金の使い方について、訴えております。また、本議会では小学校の体育館に新たに大型空気清浄機を導入するという予算が計上されておりこの町として。

(議長「決算の内容で反対討論を行ってください。」)

当然執行されているべきだったという観点から申し上げております。この空気清浄機の有用性の認識が町内でバラバラだということ問題ではないのでしょうか。

(議長「止めますよ。反対討論にはなっていない。決算の反対討論をしてください。」)

はい。わかりました。続けてもう1点です。重大なことは令和3年度に東栄医療センターが自宅療養する新型コロナの感染者の往診を行わないとする方針を示していたことです。また今議会では、医療センターが訪問診療を行っている患者がもし感染した場合にもどのような対応をとるかも明らかになりませんでした。第3に、令和3年度、訪問診療も訪問看護の件数も減少している点は重大です。令和3年度に実施した日曜祝日、深夜の緊急往診は1年間で僅か12件であります。町の答弁のように24時間365日の対応が本当に出来ていると言えるのか私は疑問に思います。今年1月の統括会議議事録では、当時の丹羽治男センター長が訪問診療している患者は、現在30名程度、急速に減っておりますと述べ6、7年前は60人、70人いましたと発言しています。なぜ、訪問診療のニーズが激減したのでしょうか。私のところに寄せられる町民の声によりますと、病気を抱えた町民、老老介護の世帯は次々と自宅での生活を諦め、施設入所を早めています。

(議長「止めますよ。」)

今期の事業について、反対しています。

(議長「事業ではなく、決算だよ。」)

訪問診療は今期の事業ではありませんか。

(議長「関係ない。」)

訪問診療は決算に関係ないとおっしゃるんですか、町が行った事業ですよ。

(議長「お金の関係、決算の関係を反対しなさいということです。」)

公金を使って行った事業です。何の問題があるのでしょうか。

(議長「問題あり。終わり。」)

討論を終わります。

議長(原田安生君)

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、6番」の声あり)

はい、6番。

6 番（森田昭夫君）

賛成をいたします。ただいま議長が、途中で討論を止めたとおり、ただいまの反対討論は運営に対するもの、あるいはコロナのPCR検査とか何とかって、いろんなことをたくさんおっしゃってました。訪問介護からいろんなことをたくさんおっしゃってましたが、それはもちろん決算の中には、そういったものが含まれておることは事実です。ですが、先ほど反対討論で言っていたことは、これは予算のときに話をすべき、議論すべきことであって、この決算では、一旦議会で議決して決まった金額を執行したその執行について、もし不審な点、あるいはおかしい点があるんだったら、それについて反対すべきであって、先ほどの反対討論は反対討論になっていないものと理解をいたします。したがって、反対をするまでの理由は全くありませんので、私は賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第7号を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって認定案第7号は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第8号～第13号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第9、日程案第8号から日程第14認定案第13号までの「令和3年度各財産区特別会計予算について」の6案件を一括して行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、6案件についての討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第8号から認定案第13号までの6案件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって認定案第8号から認定案第13号までの6案件は、原案のとおり認定されました。

----- 議案第62号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第15、議案第62号「東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正

について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

1番、反対ですか。

(「はい」の声あり)

原案に反対者の発言を許します。

1番(浅尾もと子君)

はい、日本共産党の浅尾もと子です。東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。この議案は、町が今年11月に開設する新たな診療所等に合わせて、町営バス路線を変更し運賃を変更するものであります。1回の乗車当たり現行の大人100円から200円へと100円の値上げとなります。私は二つの理由から反対いたします。一つは、町民の負担増となるという点であります。1回の乗車当たり100円の値上げは1回では大きな負担ではないという意見もあるものと考えます。しかし、毎日利用する町の高校生のバス定期券の負担はどうなるでしょうか。私が町に聞き取りしたところ3か月定期券の利用者は、月額2,850円の負担増、1年当たり3万4,200円負担が増えることがわかりました。今議会で質疑しました令和3年度の決算において、実は町営バス事業への財源となる国県からの補助金、過疎バス路線維持費補助金1,651万円もの歳入があったことが明らかになりました。この金額は、町が予算に上げていた補助金の412万円を4倍にもなる大幅に上回る増額であり、令和4年度以降もこの水準が維持される見込みとのことであります。私は、決算額にして年間145万円にすぎない運賃収入を2倍に値上げすることよりも大幅に増えたこの財源、国の県の補助金を活用して、料金を据え置くことは十分に可能だったのではないかと考えます。さらに、本日町営バスの運行形態等変更による運行経費の比較という資料をこの場で頂戴しております。この資料によりますと改定後町は運賃を上げることで101万円の増収を見込みます。一方でバスの運行経費は、逆に291万円も減少するというものです。町の負担は、この改定後合計で351万負担が減るのだというそういった試算が示されておりまして、ますます値上げの理由は立たないのではないのでしょうか。町は現在、高校生に対して高等学校通学費等支援事業で学校の所在地ごとに一定額を補助しております。今議会の質疑では、規則の変更は検討中とのことであります。私は、町民から付託を受けた議員として、町民の負担を抑える手を踏まないまま値上げだけを先んじて行う議案には賛成が出来ません。反対の二つ目の理由は、説明責任を果たしていないという点です。町民への説明責任を果たさないという姿勢は、村上町政の特質と言えます。町は今回の路線の変更にあたって、各地区で意見交換会を実施しております。今年4月、三輪区おいでん家で行われた意見交換会では、町は方針を示した資料を1枚配付することなく、自由な意見をと呼びかけました。しかし、町と町民との意見交換の前提には情報の共有が必要だと思います。この意見交換会において町から運賃を値上げするという提案はありませんでした。町はこの改定案を住民に示すことなく、一方的に決定し、今議会に提出したことになります。町は、町民から寄せられた意見を集約、公表しておりませんので、私はこの改定案バス料金の値上げが住民の同意を得て進められ

たとは到底言えないと考えます。以上で、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

賛成の立場から、議案第62号、東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論させていただきます。先に申し上げますが、反対者の趣旨、理由は聞いてないので反対討論と賛成討論がかみ合わないところがあると思いますが、御了承願います。今回の一部改正は、令和4年11月1日に開所する東栄診療所、保健福祉センターへの町営バスの乗り入れ運行を行うため、今までの基幹バス東栄線をまちなか線に変更し町の中心地域である本郷、中設楽、下田地域を1日7回の運行を行い、1回の運行につき3回診療所に乗り入れ、また近隣町村基幹バス東栄設楽線、豊根東栄線の東栄診療所への乗り入れを行うための運行ルートの変更、支線バス東菌目線、御園線を廃止し予約バスの運行を1日4回平日毎日運行を行い、当日の1時間前まで予約ができ、席に空きがあれば乗車可能となります。また運賃の統一化として、大人100円から200円に、小学生以下は50円から100円に変更。ただし町内の子供は除いています。また新しく町内移動200円の1か月と3か月定期。町をまたぐ稼働として400円定期の加算。また1日500円。通用区間での乗降者回数の制限がなく、乗り降りができる乗車券の発行などを行うなどの運行形態の一部改正であります。改正することで町の中心地域にある金融機関や各関係機能が集まる箇所を周回し、住民の足となる役目を大いに果たし住民の暮らしを守り、生活の利便性を1番に考えた運行形態の実現です。本郷バス停からJRとの結節を維持しており、町内外の人々の移動を見据え、まちの活性化につなげた一部改正であると判断し賛成します。

議長（原田安生君）

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第62号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数です。よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第63号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第16、議案第63号「東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

反対ですか。

(「はい」の声あり)

まず原案に反対者の発言を許します。

1番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子です。東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対いたします。反対の理由は第62号の反対討論で述べたとおりであります。

議長(原田安生君)

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、3番」の声あり)

はい、3番。

3番(伊藤真千子君)

第63号に賛成します。賛成討論は62号と同じ判断で賛成させていただきます。

議長(原田安生君)

はい、他にありますか。

(「なし」の声あり)

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第63号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第64号 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第17、議案第64号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第5号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

1番、反対ですか。

(「はい」の声あり)

まず原案に反対者の発言を許します。

1番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。一般会計補正予算第5号に反対する立場で討論いたします。まず本議案には、新型コロナ臨時交付金を活用した事業として、小中学校の給食費用、今年9月から来年3月まで無償化する予算258万7,000円が含まれております。物価高騰

のもと、子育て世帯の経済負担を直接的に支援する施策であり、私は大いに評価するものです。この点を重視し委員会では賛成としましたが、しかしながら、その後、本議案の中に含まれる町道路線整備予備設計業務委託料 3,000 万円について、町への聞き取りや調査を行った結果、この町道の予備設計業務には反対したいと考えたことから反対の立場とさせていただきます。反対の理由はですね、一つは、まずこの町道路線整備の計画が余りにも突然に出てきたということでもあります。振り返りますと、令和 4 年度の当初予算には、当然ありませんし、村上町政の柱となる第 2 期まちひとしごと創生総合戦略にも、第 6 次総合計画後期計画にも明記されておられません。つまり、当該路線の整備の必要性が町の当初予算や計画に位置づけられなかった事業、その事業がこの 9 月議会に突然提案されたことに私は大変驚いております。総合計画の後期計画には、町道については老朽化している橋、舗装及び災害時に危険なり面等が多数あります。通学路となっている道路の中には危険であり、今後整備が必要な箇所がありますと記されているのみで予備設計業務委託費だけで 3,000 万円という大型道路整備について全く触れられていません。今後、東栄町は人口も税収も減り続けると予想されます。既存の道路を維持するだけでも大変な労力を要するはずで、私は今新たな道路を建設する意味は何かと問わざるを得ません。町の担当課への聞き取りでは、新たな町道は具体的には本郷の漁協組合付近の側道から宝文堂書店へと至る道ということで延長は 1.5 キロ程度だと言います。町道西山赤谷線をもとにしながら整備する当該ルートは未定とのことで、どうかは新しく道を開ける行為が東栄町には少ないといった説明をしており、私は異例の大事業になるのではないかと感じました。反対する理由の二つ目は、町民への説明責任を果たしていないという点です。村上町長は、今年 5 月本郷区で行われた地区懇談会で旧東栄小学校の解体、そして当該事業の構想を突然明らかにしました。私は、他の地区の懇談会にも参加しておりましたが、他の会場では、この大規模な町道整備計画は説明されていなかったと記憶しております。私は、この計画の概要を町民に示し、まず意見を求めるべきだと考えます。この事業は、愛知県が計画を認めれば、県が町に代行して工事を実施することになるといいます。総額、工事費の総額が何十億円になるかわかりません。そしてどのような用地買収が行われるかもわかりません。突然の提案、町民への説明責任を欠いては、この大事業は拙速なものになりかねないと考えます。3 点目は、町が今後この事業に対していくら負担することになるか。費用総額がわからないという点であります。今回の予算 3,000 万円は工事前の予備設計業務であって、今後必要となる詳細設計を含めれば、町の負担はさらに大きなものになります。令和 4 年度現在、同じく県代行工事として本郷下川農免線の工事が行われております。その工事に当たっては、町の単独事業として道路の下の水道管移設工事が行われており、令和 3 年度に 2,190 万 9,000 円、令和 4 年度予算では、1,694 万 9,000 円、合計で 3,885 万 8,000 円が投じられることとなります。本事業についても、本郷の浅井赤谷など民家の多い地域を通過することとなり、水道管の移設など追加予算の必要が出てくるのではないのでしょうか。町建設課は、今議会で県代行工事なので工事に入れば町の負担はないと答弁しましたが、私はにわかには信じがたいのであります。村上町政の 7 年目、町民の命を守る医療をどんどん削る一方で、今度は町民の合意のないまま、道路建設に突き進もうとしています。

私は、大規模な町道計画をこの8年目に出してきたことは、巨大な箱物事業をつくり続けた村上町政の集大成ともいえるべき事業であると考え、それを認めることは出来ません。以上で、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」「議長、6番」の声あり）

5番。

5番（伊藤芳孝君）

私は、議会運営委員長でもありますので、一言冒頭を申し上げまして討論に入ります。まず、この一般会計補正予算に反対があると聞き、私はびっくりしました。13日の委員会終了後に事務局長が確認をしています。日本共産党の浅尾議員は反対しない、この一般会計には反対はしない、討論はないと言いました。先ほどの委員長報告でも全会一致という報告でありました。それが直前も直前、昨日の夕方に反対すると言ってきました。委員会の発言を無視したあり得ないことです。議員としての常識もなくルール無視であります。東栄町議会は、委員会中心主義をとっています。反対の趣旨も言っていない。こうなると討論がかみ合わなくなり、町民の皆さんが理解しにくいと思います。議会だよりを見てもわかりにくいと思います。心配してくれている町民の皆さんには申し訳なく思います。こうしたことのために、市議会は通告制をとっています。そうした意味が分かると思います。混乱が目的かもしれませんが、町会議員としては恥ずかしいことです。以上、冒頭申し上げまして、討論に入ります。まず、この補正の歳入では、国から森林環境譲与税、普通交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが計上されました。臨時財政対策債発行可能額、これがですね減額をされたのがちょっと気になりますが、普通交付税が今後入ってくるようであります。歳出では、人件費の補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な対策、各予算の組替え、森林環境譲与税を活用した山林の整備などが上がっています。また、教育費では児童生徒の学習活動、または部活動の送迎に使用しているバスにカーナビゲーション、ドライブレコーダー及びバックモニターを設置するため安全対策も行っています。小・中学校のコロナ対策などが計上されていますが、総合的に見て問題もなく賛成をいたします。以上です。

議長（原田安生君）

はい、反対はいない。

議長（原田安生君）

6番賛成ですか。

（「はい」の声あり）

では、賛成討論を許します。

6 番（森田昭夫君）

賛成討論をさせていただきます。今、5 番の委員がおっしゃったことももちろんわかりませんが、言ってみれば委員会で賛成して、ここへ来て反対するってのは、やっぱりいけないことはない、ルールとしてはあるんですが、やっぱりマナーそこには法律だとか書いたものがなくてもお互い人間社会の中にはルール、マナーというものがあるわけです。まさにマナー違反ではないのかなと思います。特にこの反対理由で、県代行道路の概算設計、これがあるから反対だという理由なんです、これが委員会の時には気がつかなかったが、後から気がついたと、こういう理由です。これは余りにも自分の勉強不足をもちろに出している話ではないのかな。県代行道路という事業がどういう事業であるか簡単に私なりに承知してるけど簡単に説明しますと、いわゆる過疎地域、財政的に非常に厳しいところには、国と県がいわゆる道路を建設するための費用を全額出しますというルールです。もちろん、こんなことはどこにでもあるわけじゃなくて、やっぱり過疎地域、いくら人が少なくて税収が豊かなところにはないわけですので、過疎地域で非常に厳しいところには、県と国が代行をして町道あるいは村道をつくってあげましょうと。そのかわり、先ほど言ったまた後から負担が出るんじゃないかと当然出るように、私が役所に勤めていた時代には、水道管の工事などは全部県の補償でやっておりました。ところが時代とともに様子が変わり、今は自分たちの水道なんだから自分たちで出さなさいよということで、どうも町村が自分たちで負担をするというふうになって来たものですから、当然あそこにも工事をやっていく、進めていく上では水道も出てまいりますので、出てくれば当然町の負担も出てくるはずですが、町がいくら負担をしたところで、その工事費にはとても追いつかない、見合わない莫大な費用、大きな費用をかけて工事をやっていただきます。しかも、今の交差点、本郷のトンネルの交差点とか一方通行になってまして、トンネル側からグラウンドの方に入っていけないという一方通行になっていますので、そういったことも解消されるということもあり、町民にとって決して負担になる、あるいは問題のある道路ではない。むしろ使いやすく便利になるということだと思います。またこれが、説明責任がないということをおっしゃってますが、こういった事業というのは、事前に余り早く工事や何かを説明することによって、いわゆる先行投資で土地を買われたり、あるいは問題を起こしたりということもありますので、やっぱり県と調整をしながらできるだけ決して住民にうそを言ったり隠したりということではなくて、関係者にいかがですかということの様子を伺いながら必要な道路線形を決めていくという作業になっていきます。何もかも全てを事前に説明をしてからでなければいけないということではないはずですので、この県代行事業、ぜひとも進めていただくためにも私は賛成をいたします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、7 番」の声あり）

7 番、反対。

（「賛成」の声あり）

はい。

7番（加藤彰男君）

議長の許可いただきました。賛成の立場ということですね、両方の委員会で私も質問いたしましたし、今回の補正については賛成をいたします。その中で一つ、今回のこの本会議の中の進行上ですね、個々の議員が賛否について周知をする最終議決の場であるということです。その中で、議事日程の中で委員会報告が2つありました。この委員会報告について、これ異議なしということで認めているわけですね。その中でこの最終議決なってるわけですから、私はそこに議決上反対があるならば、まさに全会一致で報告されている委員長報告に対して当然そこを行うべきだったわけですね。異議があるわけですから。このプロセスを変えた中でですね、最終議決のここに来てるということに対して大変疑問を持っています。いずれにしても、最終的にここで最終議決の手続をされていくということについてその重要性を改めて私たちは認識しなくちゃいけないかと思います。それを含めて賛成討論といたします。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第64号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第65号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第18、議案第65号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第65号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第65号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第66号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第19、議案第66号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第3号につ

いて」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第 66 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 67 号 -----

議長 (原田安生君)

次に日程第 20、議案第 67 号「令和 4 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第 67 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 68 号 -----

議長 (原田安生君)

次に日程第 21、議案第 68 号「令和 4 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第 68 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。異議なしと認めます。よって議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 69 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第 22、議案第 69 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 3 号について」を議題とし、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、討論なしと認めます。これより議案第 69 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 7 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 71 号「公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について」を議題とします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 71 号、公の施設の区域設置及び他の団体の公の施設の利用に関する協議について。提案理由は、設楽町営バス及び豊根村営バスにおける東栄診療所前停留場の設置及び利用について、議会の議決が必要であるからである。公の施設の名称、設楽町営バス東栄設楽線「東栄診療所前」停留所、豊根村営バス豊根東栄線「東栄診療所前停留所」。設置の場所、東栄町大字本郷字大沼 1 番地 1。使用開始日、令和 4 年 11 月 1 日から使用開始。設置の目的、地域住民の輸送の確保を図り、福祉の向上に資するため施設の一部を東栄町の区域に設置し、その利便を図る。住民の使用関係、町民の当該施設の使用については、設楽町民及び豊根村民と同様とする。経費の負担、施設の設置及び維持管理に関する経費は、北設楽郡地域公共交通活性化協議会において定める。以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 71 号を採決いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 7 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 24、議案第 72 号「町道路線の認定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

失礼します。議案第72号、町道路線の認定について。提案理由につきましては、国道151号のバイパス工事として進めている奈根ヨラキ地内において、月バイパス残土処理場の管理をするため、よらき加久保線を町道として管理していく必要が生じたためです。すいません、町道削除をお願いします。失礼しました。提案理由のところですか。1枚はねていただきまして、町道路線認定調書ですけども路線名が町道よらき加久保線、変更前の終点が町大字奈根字加久保96番の2地先。変更後が、奈根ヨラキ12の3の地先です。延長が変更前が326.1で変更後が526.4メートルの200.3メートルが追加となります。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。御質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。先ほどの議案第71号については、議会の初日に追加で上程する議案がある旨で連絡を受けていました。この72号以下、5議案については、13日の議会常任委員会が終わった直後の議会運営委員会で突然に追加上程が決まったものです。予告もなかったもので、これほどたくさんの議案が追加で出されるということに大変驚きました。真に緊急性がある事業なのか教えていただきたいと思います。また、どうして事前に説明が出来なかったのか。教えてください。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、今回追加させていただいた議案につきましては、やはり議運の際にしっかり説明してからということでありましたので、最初の議会前の議運の時には、まだ中身が確定してない部分もございましたので、その上でわかったものにつきましては事前にさしていただきましたが、それ以外のものにつきましては、わかった中で13日の議運で説明をさせていただいたとございます。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第73号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第25、議案第73号「中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事請負契約について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、建設課長」の声あり)

はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

議案第73号、中設楽浄水場処理ろ過設備設置工事請負契約について。契約の目的ですけれども中設楽浄水場の前処理施設ろ過設備の設置工事です。契約の方法は、指名競争入札、契約金額は1億4,179万円。契約の相手方は、名古屋市、理水化学株式会社です。1枚はねていただきまして、参考資料が付けてありますけれども、1番最後ですけれども、工期、議決の日から令和5年3月20日までとなっております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これより議案第73号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第73号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第74号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第26、議案第74号「東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約の変更について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、福祉課長」の声あり)

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

議案第74号、東栄医療センター（仮称）等新築工事請負契約の変更について。次のとおり変更請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。下の段の記といたしまして、1の契約の目的、2の変更前契約金額、5の契約の相手方につきましては変更はございません。変更となる事項につきましては、3の変更後契約金額で、2の10億4,060万円を10億4,238万2,000円に変更し、4の変更後、増減金額として178万2,000円を増額するものです。変更請負契約の増加した主な理由としましては、一つには、情報設備、配管、配線の追加、二つ目につきましては、入退室管理設備の追加です。減の要因としましては、床埋め込みヒーターの取りやめによるものです。以上です。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

補足説明があるそうですので、副町長。

その場でいいです。

副町長（伊藤克明君）

それでは私の方から補足で2点ほど説明をさせていただきます。まず1点目につきましては、先ほど変更理由の中で主な理由とした各点につきまして少し説明をさせていただきます。まず情報設備の配管配線の追加ということですが、こちらにつきましては、施設内を走っているLANケーブルでございます。電子カルテ始め施設内にはいろんなLANケーブルが走っているんですが、それらを当初はいくつかのハブを設けて、そこでハブを経由しながらするというのを考えておりましたが、工事が始まりましてから現場等と調整する中で直接的にサーバーと結べるような形での配線に変更させていただきました。そのためにケーブルの延長が増えたことによるものであります。二つ目の入退室管理設備の増加でございますが、こちらはこの建物の入退室につきましては、カード型の入退室の設備を予定しております。その中でこちらでも工事を進めていく中で現場とこれは職員でございますが職員等との調整をした中でやはりセキュリティー上でどうしても追加して欲しいという場所が出てきましたので、設備を追加するものが増えたものであります。もう一つの減額のものにつきましては、南側の建物の南側に当たりましては、全面ガラスの壁になってると思いますが、そちらの方につきましては、当初やっぱり結露等を心配した中で床にヒーターを設けたいということで現設計をさせていただきましたが、こちらにつきましては、空調等に対応できるんじゃないかということであり、こちらについてはヒーターを取り止めをさせていただきました。それらを勘案した中で今回178万の増額をさせていただくものです。もう1点予算上の話をさせていただきますが、今回の予算につきましては、2年間の継続費として工事費の予算総額としましては、10億4,300万円を認めただいて

おります。その中で当初契約としまして10億4,660万で契約の方させていただきました。予算残としましては240万は残っております。今回様々な増とかあるいは減額の要素も含めながら、最終的に調整したところ、どうしても178万円がですね不足するというか増額をせざるを得ないということになりまして240万円の範囲内でありますので、今回変更契約で議決をお願いするものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

4番。

4番（山本典式君）

質疑っていうほどでないんですけど、議運の中でこの議案が出るということで、細かい説明もなかったんですけども、その時に私は常々ちょっと考えておりましたので、もし増額補正が出るということになればという仮定のもとに私も考えることもいろいろあったわけです。ですから今、副町長始め担当者の方から細かい説明があったわけですけども、多少行き違いの説明がこちらの意見になるかもしれませんが、一応町長にはお聞きいただきと思います。質疑をします。町長にはこれだけは話しておきたいと思います。先のとうえい保育園の建設の際の1億円に近い建設費増額には、町としても多くの反省があったと思います。このことを踏まえて考えると竣工式を目前に控えた中で、新医療センター等の建設費増額に伴う変更契約の提出があったことは、議会に対する町長の姿勢に不信感を覚えました。私はこの時に金額とかいろんなものを言うていただければそれなりの対応はしたんですけども、どのぐらいの増額になるかっていうのはちょっと聞き取れなかったもんですから、こういう意見になったわけですけど、質問になったわけですけども、それで町長にこういう経緯があるっていうことは十分承知しておったと思うんですけども5月に開催した地区懇談会ですけれども、その時に町民の方から心配の声があがり、今回の新医療センター等の建設には金額の追加はありませんねとの念押しがありましたが、町長何と答えとか思い返してみてください。町長が迷うことなくありませんとはっきり答えました。この答えが町民との約束なのです。多少、金額がわかって、その対応については予算残を使うんだということありましたけども、町民との約束がありませんと言い切った町民との約束、ありませんと答弁したこの答えが町民との約束なのです。私はこうした地区懇談会こういう約束をして終わったわけですけども、今回改めて予算の残額の対応だということはあるにしても増額の変更契約ということで出ますので、私は建設費の増額そのものに反対します。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。先ほどの山本議員の質疑とも近いんですけども、私が8日の一般質問で建設事業費は新築工事請負契約10億4,060万円で収まるのかと質問したのに対して、町は私のメモですけども、現在建設中、その中で調整していると答えました。その中というのは、私が示した新築工事請負契約10億4,060万円を意味すると私は認識しました。その僅か5日後の13日に契約金額を上回るという報告がされたわけです。この一般質問での答弁は虚偽の答弁ではなかったのか伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

その際にお答えしたと思いますが、我々はですね建設中でありまして、その中というのは私らは確かに契約の中で収まれば1番いいわけですが、そこら辺で調整はさせていただいておりますということで、御答弁させていただいたと思います。その中にやはり、今回予算の範囲の中でさせていただきますが、そういうことも含めましてですね、御答弁させていただいたというように私としては認識をしております。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

答弁をいただいた際に私は、契約金額の中で収まらないという可能性について言われなかったと認識しているんですけども、町としては契約金額で収まらないということ、答弁の中で可能性として言っていたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今もお話したように理由は先ほど説明したとおりであります。工事でありますので、それぞれの工事に当然設計者を加えてですね最終調整をさせていただくという状況の中で、一般質問の折にはまだ検討中、調査中だという話をしたと思いますので、そういうことで

御理解いただきたいと思います。

(「議長、1番」の声あり)

議長(原田安生君)

まだありますか。最後ですよ。はいどうぞ。

1番(浅尾もと子君)

今回3点の金額の変更が示されました。もしわかりましたら、3点のそれぞれの金額を教えてください。

(「議長、副町長」の声あり)

議長(原田安生君)

副町長。

副町長(伊藤克明君)

情報通信関係のものにつきましては127万9,600円の増であります。それから入退室の管理施設につきましては97万3,200円の増であります。そして、減額としましてはヒーターの方の減額ですが、こちらが88万9,196円の減ということでありますので、よろしくお願ひします。

議長(原田安生君)

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

はい。以上で質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

1番、原案に反対者の発言を許します。

1番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。東栄医療センター(仮称)等新築工事請負契約の変更について、この議案に反対の立場で討論を行います。この議案は、東栄医療センター(仮称)等新築工事請負契約を178万2,000円増額し、10億4,238万2,000円とするものであります。私がこの議案の追加上程を知ったのは、今から3日前の9月13日の議会運営委員会でありました。そして、議案が届けられたのは、おととい14日の夕方であります。当然ながら、この3日間は議員それぞれが本日の議会最終日に向けて、反対あるいは賛成の立場で討論を準備する重要な期間であります。私たち議員は本会議初日の6日、設楽町や豊根村議会の議決を待って上程する必要がある1議案について、最終日に追加上程される旨の説明を受けていました。つまり、私の認識としては町が会期内の追加は1議案だという認識

を示したとそのように理解しておりました。ところが、13日の議会運営委員会で本議案の他4議案が予告もなく提案されたことに私は驚きを通り越してあきれました。なぜなら、議会運営委員会の僅か1時間前には文教福祉委員会での補正予算の質疑において、森田議員がこの補正予算に工事に関する予算は入っていないのかと2度町に問い、副町長はそのとおりだと即答していたからです。今回、増額の補正予算はないにしても契約を変更するという事を事前に承知していたわけですから、その旨森田議員に答えるのが、せめてもの誠実さだと私は思います。町福祉課に伺いますと、町はそのとき既に契約の変更の協議を終えていたとのことでありました。森田議員に対して、町はその旨を答えることも委員会後に追加議案があるということを議員に報告することもしなかったのであります。極めて不誠実、議会軽視と言わざるを得ません。委員会直後の議会運営委員会では町は議案を用意しておらず、議案のタイトルだけを示した資料。

(議長より「もう少し、簡潔にお願いします。」)

はい、資料を示して追加上程を求めました。その場で、山本議員が工事契約の金額を尋ねましたが、伊藤副町長と総務課長は、予算の範囲内だなどとして金額を明かしませんでした。協議を終えていた金額は知っていたはずなんですね。これは山本議員を愚弄するものであって、私は同じ議員として許せないと感じました。

(議長より「余計な事は言わず、もう少し簡略に。」)

はい。反対の理由を申し上げます。

(議長より「簡略に。」)

はい、診療所を含む複合施設がいくらの建設事業になるのか、この契約は町民にとって大変大きな関心事であります。本来、委員会で審議すべき大変な問題であったわけで、少なくとも事前に連絡することが出来たはずです。この契約変更に関しては、一般質問で私が建設事業費は新築工事請負契約10億4,060万円で収まるのかと質問し、もう少々お付き合いください。現在建設中、その中で調整していると答弁したことで私は矛盾しているように感じます。本議案の提案に当たって余りにも二重にも三重にも議会を軽視した対応だと考え、反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、7番」「議長、5番」の声あり)

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今の反対討論を受けて賛成討論ですけど前提の部分で、浅尾議員が言われる想いという部分が大変たくさんあることはよくわかりました。今の話について言うならば、この上程の仕方、議案の送付の仕方、説明の仕方、また議運に対しての説明、そこに可視があるならば、そもそもこの議案が成立しないということになるかと思うんですね。それについては、その論拠はない。ですから上程された中において浅尾議員が自分の想いを述べてみえ

るというふうに取りました。もう一つは、今の質疑の中で私は整理すべきことがあると思うんですね。今回上程されているこの部分については、いわゆる東栄町議会が執行側の執行権の中において議決に付すべき契約財産取得とこの部分でこの議案を出していくわけです。ただ、今の質疑の中においては予算の関係等の話がありました。先ほど副町長から説明があったように、この工事に関わる予算 10 億 4,300 万の金額との関係においては、現状の現契約について説明があって、その予算についての部分、つまり私たちが議会として予算を款項において、議決している中においては、この議決の中において今回増額があるというふうなことになる。ですから予算を変更するという形でこの提案が議案が出てくるわけじゃないということですね。契約の変更である。そこをまず整理して理解する必要があります。その上にとって、当然行政が求められるのは費用等効果の部分については、住民サービスを向上させるためには、より低い費用で最大の効果も持つという点があるわけですから、より安い形ならば増額ではなく減額できる方向が望ましいわけですが、そうはないという現状が説明されたわけです。それを踏まえて私は改めて討論いたします。この医療センターの及び保健福祉センターの新築は、老朽化した旧東栄病院から新たな診療施設を建設し、またこれまで設置されてこなかった保健福祉センターも同時に建設し、保健医療福祉の複合的な施設として住民の皆さんの医療、福祉、子育て支援を進める事業です。今回の工事請負契約の変更は、当初の設計から本体工事を進める中で実際の開設運用に向けて必要となる改良、先ほど言われましたように通信環境、そしてセキュリティーなどの一部変更に伴うものであり、今回の複合施設としての保健、医療、福祉の事業目的を実現するために必要な手続として、この契約変更となったと考えます。11 月の開設と施設の運用において、この施設がより事業効果の高い施設として、住民の皆さんの福祉の増進に寄与することを求めて私はこの契約変更について賛成いたします。以上です。

議長（原田安生君）

はい、他にございますか。

（「議長、5 番」の声あり）

反対ですか。

（「賛成します」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

この話は 3 日前の議運で聞いたわけですが、反対者も 3 日前に聞いたわけですが、自分が反対討論するときには前日の夕方と、そういうことであります。その辺も考えてもらいたいですね。はい、討論に入ります。センター建設も大詰めを迎え、契約の関係も最終調整に入ってきました。この病院問題では様々なことがあり、いろいろなことが思い出されます。当初の基本計画では、建物は豪華なコの字型で、建設費も税別で約 12 億円でした。さすがに我々もいかなものかと、身の丈に合っているのかと、協議の結果、現在のシンプルな構造に変更となり建設費も 1 割ほど削減出来、やっところまで来ました。そんな思

いです。そしてここに来て、請負契約の変更が178万2,000円の増額修正が上がってきました。その理由として、LAN配線とか入退室カードなどのセキュリティー管理の問題と聞きました。この変更により先生方や職員の皆さんが利用しやすくなり、働きやすくなれば、それはいずれ町民の皆さんに返ってくると思います。もともと我々は、そうした細かなところまで審議をして予算をつけているわけではありません。これだけの大事業です。しかも、診療所、保健センター、子育て支援センターと3世帯の同居ですから、工事中に多少の変更があっても当然かと思えます。予算内でもあり、新たに財源を探すわけでもありません。また、急な上程に問題があるような意見も出ましたが早くから動き、増額して、もし予算が足りなくなったらどうするんですか。外構工事も終盤に入り、予算にめどがついたぎりぎりのところでしか私は出せないと思います。5月の地区懇の話も出ましたが、物価高が続き材料、資材が高騰している今の状況を考えれば当然だと思えます。私は、当工事が予約内に収まるかどうか大変心配をしていたぐらいです。この10年小学校、保育園、病院と大事業が続きましたが、私はいずれについても、本町の将来のために子や孫たちのためにしっかりしたものを残すというそういう思いでやってきました。長くなりましたが、今回の契約について問題もなく賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他にございますか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第74号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数であります。よって議案第74号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第75号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第27、議案第75号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第6号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の1ページをお願いいたします。議案第75号令和4年度東栄町一般会計補正予算第6号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、予算総額を43億9,728万1,000円とするものです。それでは予算説明書により説明をさせていただきます。歳出からお願いします。6ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費、22節子育て世帯等支援事業費補助金返還金は令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の事務費の精算に係る返還金であります。次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお願いします。今回の補正の財源は、10款1項1目地

方交付税を充てます。以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 75 号を採決いたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 76 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 28、議案第 76 号「令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 4 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

補正予算書の 5 ページをお願いします。議案第 76 号、令和 4 年度東栄診療所特別会計補正予算第 4 号について。6 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 27 万 3,000 円を追加し、予算総額を 8 億 5,533 万 2,000 円とするものです。それでは、予算説明書の歳出から説明させていただきます。14 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目 26 節の公課費、当初予算は 2 年度をもとに算出した額で令和 3 年度のコロナワクチン接種にかかる課税収入が増えたための消費税の増額です。次に、歳入です。12 ページをご覧ください。今回の財源は前年度繰越金を充てさせていただきます。以上でございます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第 76 号を採決いたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

----- 意見書第1号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第29、意見書第1号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

意見書第1号、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和4年9月16日提出。提出者東栄町町議会議員 伊藤芳孝、賛成者 東栄町町議会議員 山本典式 加藤彰男。1枚めくってください。意見書案。これは委員会でも審議していますので、かいつまんで話をさせていただきます。未来を担う子供たちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。さらに、学習指導要領の改定に伴い、学習内容や授業時間数が増加し、子供たちや学校現場の負担となっている。また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請でもあります。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。よって、貴職においては来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望をします。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、以上です。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

6番、反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

6 番（森田昭夫君）

はい、6 番反対をいたします。ただいま、議案の説明があったとおり、今この内容は簡単に言いますと学級 35 人学級にしる。もう一つは、いわゆる教員の義務教育費の負担、教員の費用の国の補助金 2 分の 1 から 3 分の 1 になったので、もっと 2 分の 1 にしると、もっと補助金よこせと、元の形に戻すという 2 つの案件です。その内容を、内閣総理大臣以下他の大臣に、東栄町議会として、これを送るというものです。しかし、このことについて、前日の委員会で教育長にお聞きしました。この東栄町で、あるいは陳情を出してきた北設楽郡で 35 人を超える学級はあるかと。もう一つは、これ今後 35 人を超えるような見込みはあるかというようなことを聞きました。むしろ、逆にもちろんそんな見込みはあるわけではないし、ないということでしたし、むしろ、この北設楽郡あるいは東栄町でも、35 人の学級ということよりも、小人数でむしろ教育に苦勞をしているデメリットをたくさん抱えている。そのことを教育長にお伺いしました。いわゆる小人数学級のデメリットはどんなのがあるか。たくさん挙げていただきました。ここでいろいろと掻き出す話をするのも長くなりますので控えておきますが、むしろ 35 人学級というよりも人数が少なくて、いわゆるデメリット、困っていることが項目でいくと約 30 項目、教育長がおっしゃっていただけでも 30 項目。まだまだ言うてはなんです、教育長が気がついていない、他の問題もまだまだたくさんあると思います。したがって、我々東栄町議会は、東栄町の子供たちの教育のことをしっかりと考えるべき、議論すべきだと思います。もちろん僭越ではありますが、北設楽郡にお勧めの教員の方々も同様だと思います。その中で、教育長がおっしゃっていただいた以上に、それだけデメリットを抱えて、この東栄町でも子供たちの教育をやっておるわけですので、むしろそのデメリットを解消すべく例えば国に対して要望することがあるなら、ちゃんと要望する。むしろこんな町の中の大規模学校の問題をここで要望するのは間違いであるということ指摘して私は反対をいたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

これまでの委員会での陳情の審査も含めたところで、重複する部分もあるかと思いますが、賛成の立場から討論いたします。この陳情につきましては、北設楽郡教職員組合から東栄町議会に毎年提出され、その後所管委員会で採択を意見書として提出されています。陳情趣旨につきましては、今、意見書のほうの提案の中にありましたように、未来を担う子供たちの健やかな成長には立場から本年度からの小学校における高学年の教科担任制の推進、そして 35 人学級の計画的な整備などの教職員の定数改善、これを進めていくと。あともう一つ、引き続き中学校における少人数学級の推進、拡充を含めた定数改善計画の早期策定実施を求めると、こういう趣旨になっています。憲法 26 条には教育を受ける権利、

教育の義務が定められ、その中では、義務教育の無償がうたわれています。全ての子供たちが均等に一定の水準の教育を受けられる教育条件や教育環境を作っていくためにも、ここにありましたように、三位一体改革によって引下げられた義務教育費国庫負担制度の国の負担割合これを3分の1から2分の1に戻すことを求めています。さっき話ありましたように、東栄町では過疎少子化の中で少人数学級の学校運営が既に行われています。また、基幹的な教職員の人件費負担を東栄町自身が負ってはいません。しかし全国の市町村基礎自治体では、学校全体で使用する教材、設備、備品の整備、そして基幹的な教職員以外の職員の人件費、例えば東栄町ですと支援の皆さんの部分もあるかと思います。その他学校運営に必要な経費、1年間にかかる様々な遂行に含めた経費これについては、小中学校の設置者である立場から市町村が負担している。つまり東栄町が負担しています。この費用負担について、今、議論が委員会でも議論もありましたので、少し述べさせていただきます。市町村、都道府県、国の費用負担の関係ですが、国が定める義務教育、この法によって定めた義務教育については、市町村に対しては、小中学校の設置義務が課せられ、また都道府県に対しては、特別支援学校の設置義務が課せられています。そして、これらの学校の経費は学校教育法、これに基づいて設置者負担主義の原則、設置者が負担するんですよと設置者が負担することとされています。しかし、小中学校に関わる経費の全てを市町村が、当然過疎地の東栄町のような小さい自治体もあるわけですから、全ての市町村に負わせることは、市町村の財政力にとって過重であるため例外として市町村立の小中学校の基幹的な教職員については、一般的な先生と言ってるような自分の先生も含めてですけど、については都道府県にその人件費と旅費の負担義務を課すとともに任命権、これについても付与するということが県費負担教職員制度が設けられています。そして、憲法26条における全国的な義務教育水準の維持と教育の機会均等を保障するために、都道府県が負担する義務教育諸学校の基幹的職員の給与手当に係る経費、先ほど言いました県費負担教職員制度の部分ですね。については、これまで国がその2分の1の負担を義務を負うということで事務教育費国庫負担制度、これは今の陳情意見書で述べられているんですけども義務教育費国庫負担制度が設けられてきたという経過があります。併せて、義務教育関わる経費全体なんですけど、これは市町村都道府県、国の負担関係、これを見ますと約総額10兆円と言われています。この10兆円と言われる義務教育総額の負担の中で国と都道府県、市町村がそれぞれ全体でどう負担してるかについて言うならば、国が3、都道府県が4、市町村が3という、こういう割合になって相対的に都道府県の負担が高いという現実があります。また、国や都道府県が負担する経費の大部分は人件費、こういう構造になっています。この点が今回また今までも含めてこの陳情が出されている背景であり、まさに改善してほしいと。これを要望される論拠になってるわけです。まだ陳情では全国的に長年問題となってきた教育

(議長「簡略をお願いします。」)

あと少しです。教育現場の長時間労働、また先生方の過重な負担などの解決も求めています。以上の点から、今日の教育条件や菅教育環境の改善に向けて、学校現場に願いに応えることが大切です。さらに、憲法26条のからも全国の自治体はその要請に応えることこそ

本義であり、私は意見書の提出に賛成いたします。以上です。長くなりました。

議長（原田安生君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより意見書第1号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。はい。挙手多数であります。よって意見書第1号は、原案のとおり可決されました。

----- 継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第28「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程と議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。ここでお諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査をすることに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。会期中皆様方のご協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。これをもちまして令和4年第3回東栄町議会定例会を閉会いたします。